

令和元年度第11回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第1号）

令和2年3月12日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 議案第70号 御船町附属機関設置条例の制定について

第 4 議案第71号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第72号 御船町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する等の条例の制定について

第 6 議案第73号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第74号 御船町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第75号 御船町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

第 9 議案第76号 御船町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第77号 御船町単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第78号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第8号）について

第12 議案第79号 令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

第13 議案第80号 令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

第14 議案第81号 令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

- 第 1 5 議案第 8 2 号 令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 6 議案第 8 3 号 令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 第 1 7 議案第 8 4 号 御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 8 議案第 8 5 号 令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 1 9 議案第 8 6 号 令和 2 年度御船町一般会計予算について
- 第 2 0 議案第 8 7 号 令和 2 年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 2 1 議案第 8 8 号 令和 2 年度御船町介護保険事業特別会計予算について
- 第 2 2 議案第 8 9 号 令和 2 年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 2 3 議案第 9 0 号 令和 2 年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について
- 第 2 4 議案第 9 1 号 令和 2 年度御船町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 2 5 議案第 9 2 号 令和 2 年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について
- 第 2 6 議案第 9 3 号 令和 2 年度御船町水道事業会計予算について
- 第 2 7 同意第 5 号 御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 第 2 8 同意第 6 号 御船町教育委員会の委員の任命について
- 第 2 9 請願第 1 号 御船町左岸地域における地域共生拠点となりうる地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護事業所開設の早期実現に対する請願について
- 第 3 0 御船町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第 3 1 災害復興支援特別委員会の廃止について
- 第 3 2 議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 3 3 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 3 4 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 3 5 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 3 6 議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 3 7 地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1 番 中 城 峯 雄 君	2 番 井 藤 はづき 君
3 番 宮 川 一 幸 君	4 番 福 本 悟 君
5 番 田 上 英 司 君	6 番 増 田 安 至 君
7 番 森 田 優 二 君	8 番 岩 永 宏 介 君
9 番 福 永 啓 君	10 番 田 上 忍 君
11 番 藤 川 博 和 君	12 番 清 水 聖 君
13 番 井 本 昭 光 君	14 番 池 田 浩 二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本 田 隆 裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長 藤 木 正 幸 君	副 町 長 野 中 眞 治 君
教 育 長 本 田 恵 典 君	総 務 課 長 藤 野 浩 之 君
企 画 財 政 課 長 坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長 畑 野 英 樹 君
町 民 保 険 課 長 宮 崎 尚 文 君	福 祉 課 長 西 橋 静 香 君
こ ども 未 来 課 長 田 中 智 徳 君	復 興 課 長 島 田 誠 也 君
健 康 づ くり 支 援 課 長 本 田 太 志 君	農 業 振 興 課 長 井 上 辰 弥 君
商 工 観 光 課 長 作 田 豊 明 君	建 設 課 長 野 口 壮 一 君
環 境 保 全 課 長 緒 方 良 成 君	会 計 管 理 者 上 村 清 美 君
学 校 教 育 課 長 西 本 和 美 君	社 会 教 育 課 長 沖 勝 久 君
監 査 委 員 吉 川 勲 君	

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） ただ今から、令和元年度第11回御船町議会定例会3月会議を再開します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6 番、増田安至君、7 番、森田優二君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 2 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第 2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。2月25日、2月27日及び3月6日の3日間、議会運営委員会を開催し、各種案件、定例会3月会議の進行等について協議を行いました。第11回御船町議会定例会3月会議の会期日程は、本日3月12日から3月19日までの8日間と決定しました。

次に、陳情・請願について報告します。今回受理しました陳情第11号、労働者協同組合法の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書については、机上配布といたしました。なお、請願についてはありませんでした。

次に、議会全員協議会を2月25日と3月6日に行いました。2月25日は新型コロナウイルス感染拡大防止に係る町の対応状況や今後の方針等について、執行部より説明をいただきました。3月6日は執行部から3月会議に提出された議案の内容説明や各委員会からの活動報告などがありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査について報告します。1月分の出納検査は2月27日と28日の2日間行われました。検査結果は議席に配布しております報告書のとおりです。

次に、産業厚生常任委員会の視察研修について報告します。今年度は2月18日から19日までの2日間、長崎市と西海市で研修を行いました。1日目はイノシシによる農作物被害に関連し、ジビエ加工場の運営状況について。2日目は竹炭などの商品開発による里山再生、地球環境保全に資する廃プラスチックの環境型リサイクルについて、各事業所を視察しました。

なお、2月27日から2日間予定されていた総務文教常任委員会視察研修と、3月27日に予定されていた議会運営委員会視察研修については、新型コロナウイルス感染防止のため

中止となりました。

次に、令和元年度御船町議会独自研修について報告します。2月20日、三重県地方自治研究センター事務局長の高沖秀宣氏を講師に招き、「今後の議会のあり方について」というテーマで講話をいただきました。議会改革や一般質問のポイントなど、今後の議会活動に非常に参考になる内容でした。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず初めに、町民の皆様にも大変御心配をおかけしております新型コロナウイルス関連について、町の対応状況等を御報告いたします。

2月22日、御船保健所管内において新型コロナウイルス感染症患者在1名確認されたという県からの報告を受け、緊急の課長会議を22日及び23日と開き、全庁で情報を共有するとともに、不特定多数の人が参加する町主催行事の原則中止など、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る御船町の方針を決定いたしました。

本方針及び感染拡大防止に関する注意喚起について、町民の皆様方に対し、防災行政無線等で周知を図るとともに、不特定多数が集まる場所への不要な外出を控えることや、マスクの着用など、咳エチケット、手洗いの励行など、感染予防をお知らせしました。また、保育園に関しましては、2月26日に新型コロナウイルス対応に関する緊急園長会議を開催し、公立・私立すべての保育園が卒園式以外の行事を中止することとし、卒園式出席者は卒園児と同居の家族、保育士、来賓は私立が理事長、公立は町長のみ限定することとしました。

また、2月28日の政府による全国の小中高校の一斉休校要請と併せ、学童保育の継続開始を求められたことから、3月2日から全10クラブが春休みと同様の開所を始めました。町内の全小中につきましては、この政府の要請に応じ、3月2日から15日までを休校としていましたが、昨日、県の方針を踏まえ3月24日まで延長することといたしました。今後予定されている小中学校の卒業式については、児童生徒及び保護者等に感染等がなければ、規模を縮小し実施することとしています。現在のところ、御家庭の御協力により大きな混乱は起きておりません。また、給食の食材につきましても、食品を廃棄する事態は回避で

きています。

カルチャースクール、恐竜博物館の体験プログラム、総合型スポーツクラブ「フネッピー」、スポーツセンター指定管理者の自主事業につきましては、今年度の実施を中止しました。また、カルチャーセンター、スポーツセンター、恐竜博物館、図書館、公民館分館、学校体育館などの社会教育施設については、3月15日まで臨時休館や新規及び当日の予約の受付を停止しています。公民館等で実施される高齢者を対象とした介護予防事業については3月末まで中止し、地域で実施されるサロン事業については3月末まで開催の自粛を要請しています。

町主催のイベントで3月29日に開催予定でありましたブルック像の除幕式についても延期、4月18日及び19日に開催予定でありました「吉無田MTBフェスタ・CJくまもと吉無田国際2020」も中止となりました。

今後の状況次第では、町主催をはじめとしたさらなるイベント等の延期や縮小が懸念されますが、関係機関と連携し状況を見極めながら対応してまいります。町民の皆さんには御心配と御不便をおかけしますが、感染拡大防止の観点から御理解と御協力をお願いいたします。

まずは、福祉課について報告します。

本町では、介護保険事業計画策定のための調査として、老年学的評価研究の「健康と暮らし調査」平成25年度から参加しています。第8期介護保険事業計画策定のための調査を11月から12月にかけて実施しました。対象は要介護認定を受けていない65歳以上の4,993名で、そのうち3,278名から回答があり、回収率85.7%でした。この調査では、環境要因に着目し、地域住民全体を対象とした予防的戦略の必要性を明らかにしていきます。集められたデータを活用して、優先的に取り組む地域課題や対象地域の決定、地域づくりによる介護予防の推進に引き続き取り組み、人生100年時代を見据えた健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、子ども未来課について報告します。

2月20日に第2回子どもサポーター養成講座を開催しました。この講座は子育て中の保護者を応援するためサポーターを養成するもので、この日は6名の参加者があり、子どものけが等の対処法について学びました。

次に、2月27日に第2期御船町子ども・子育て支援事業計画策定のための第4回子ども

も・子育て会議を開催しました。最後となった当会議では、最終的な承認をいただき、計画どおり年度末には完成する運びです。

次に、復興課について報告します。

本町7カ所目となる災害公営住宅上高野団地が2月28日に完成しました。3月4日に入居者への鍵渡しを行い、13世帯24人の方々が順次入居を予定されています。本団地の完成により、本町が計画しました100戸の災害公営住宅のすべてが完成いたしました。これまで整備にあたり御尽力いただきました議員の皆様をはじめ、関係の皆様にご心から感謝を申し上げます。

なお、2月末時点における仮設住宅の入居者の状況は、建設型仮設住宅が32戸で95人、借上型仮設住宅が18戸で54人、合計50戸、149人となっています。先月末と比べ9戸、16人の方が応急仮設住宅から退居し恒久的な住まいへと再建がなされました。

次に、農業振興課について報告します。

平成31年4月1日から新しくスタートした森林経営管理制度につきましては、町の10カ年計画に基づき今年度は水越の五ヶ瀬、馬立地区を対象として事業を推進しているところです。森林経営管理制度とは、森林管理が行われていない人工林について、町が仲介役となって森林所有者と林業経営者をつなぎ、森林整備を進めていくものです。令和2年度は水越の田畑・町地区、有水地区、大内地区を対象として事業を推進していくこととしています。その一環として、制度内容の周知を図る地区説明会を2月24日に田畑・町地区で、2月29日に有水地区で実施しました。大内地区につきましても、令和2年度中に実施する予定としており、これから計画的に事業の推進をしてまいります。

次に、商工観光課について報告します。

10月から始まったプレミアム付商品券事業については、商工会や郵便局の協力のもと、2月28日で商品券の販売が終了し、3月31日をもって事業が完了いたします。販売された商品券が7,423冊、金額にして約3,700万円が町内で消費されることとなります。

以上で、行政報告を終わります。

令和元年度第11回御船町議会定例会3月会議の開催に当たり、町政に対する施政方針について申し述べ、町議会議員各位並びに町民の皆さんに御理解、御協力と御支援をお願い申し上げたいと存じます。

甚大な被害をもたらした熊本地震から4年が過ぎようとしています。改めて犠牲者の御

冥福をお祈りするとともに、被災された皆様の一日も早い復興と発展を御祈念申し上げます。また、いつ発生するかわからない災害への対応は、国・地方を問わず最重要課題の1つであります。

私は町民の生命と財産を守り、安全・安心な行政サービスを提供するものとして、災害はいつ起こるかわからない。このことを町民の皆様に訴えなければならないことと肝に銘じてまいりました。御船町では昨年11月にマグニチュード7.2の直下型地震が発生し、瓜山や牛ヶ瀬を中心に全壊100棟以上、半壊1,500棟以上の被害を想定した総合防災訓練を実施しました。訓練には、各地域は自主防災組織並びに町内一同や町職員も参加しました。私は今後も町の防災体制の充実と町民の安全・安心を一層推進することを町政の基本としてまいります。

また、天皇の御退位により5月1日で平成の時代から新しい令和の時代に移りました。平成を振り返りますと、バブル景気の崩壊、阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件、東日本大震災など、大きな自然災害や大きな社会経済の変革はありましたが、戦争のない平和な時代でもありました。

一方で、少子高齢化や人口減少社会が新しい時代の大きな課題として顕在化し、地方創生の取り組みが始まった時代でもありました。しかし、どんなに時代が移ろうとも私たちには先人からお預かりした御船町を次世代につなぐという大きな使命があります。引き続き総合計画並びに総合戦略を羅針盤に、安全・安心で活力のあるまちづくりを推進してまいります。

私が平成27年4月に町長に就任した当時は第5期御船町総合計画に基づくまちづくりを進めておりました。そのような中、平成28年熊本地震が発生し大きな被害を受けたことから、その後は震災からの復旧・復興を最優先課題として取り組んでまいりました。令和2年度は震災を乗り越え、誰もが夢や希望を持ち笑顔があふれる町にしたいという願いを込め、町の最上位計画である第6期総合計画を策定し、町の将来像として「みんな見たわくわくする御船町」を標榜いたしました。私は本計画に掲げた目標を一つ一つ推進していくことで、これまでよりももっと住みよく、もっと魅力あふれ、もっとわくわくする御船町を築いてまいります。

それでは、令和2年度の当初予算案について申し上げます。

まず、予算編成の基本方針についてです。



第1に、熊本地震からの復旧・復興に加え、御船町のさらなる発展につながる必要不可欠な取り組みを推進する。第2に、今後熊本地震関連事業の町債償還が本格的に始まることを踏まえ、引き続き財政健全化に取り組み、これまで以上に将来負担を意識した予算編成に努めること。この2点を基本方針として予算編成に取り組みました。

令和2年度の一般会計当初予算案の総額は、前年度比4.3%減の、約92億円となりました。歳入面では、根幹をなす町税が固定資産税と法人住民税の増により、前年度比5%増の14億6,668万7,000円となり、地方交付税は前年度8.5%の増、またふるさと納税寄附金については600%の増を見込むなど、財源の確保に努めました。

また、創造的復興をなし遂げるため、世代間の負担の公平化の観点と、財政不足に対応するために町債を活用するとともに、ふるさと応援基金からの取り崩しで対応しました。

歳出面では、令和2年度の重点事業である「みんながわくわくする御船町」の各事業経費は政策経費として必要額を確保し、住民サービスの維持に努めたところです。また、厳しい財政環境の中であって、住民サービスは低下させない、継続事業はストップさせないを念頭に、温かみの感じられる予算編成を行いました。

この一般会計に国民健康保険など7つの特別会計を加えた予算の総額は149億9,200万円となり、前年度比1.8%の減となりました。

次に、令和2年度の当初予算について、第6期御船町総合計画の4つの基本目標にのっとり、その主要な事業につきまして御説明を申し上げます。

まず、第1の柱であります「住み続けたい御船町」に関する事業について申し上げます。本町の恵まれた自然環境と調和した美しい景観や快適で住みやすい生活環境の整備を進めるとともに、環境に優しいまちづくりを進めます。また、地震をはじめ、さまざまな災害に対し安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、町民、地域、団体、企業、行政等が一丸となった地域コミュニティの構築を進めます。本町に生まれ育った人にとっても移り住んだ人にとっても、みんながいつまでも安心して住み続けたいと実感できるまちづくりを推進してまいります。

まず、自然環境の保全について申し上げます。田代吉無田地域の自然環境を守る取組として、水資源の保全に向けて、地域や団体が取り組む保全活動の一環である水質調査やパトロールを支援するとともに、耕作放棄地の解消を図る活動を支援し、環境保全の推進に努めます。

また、ごみ処理対策や地球温暖化対策については、ごみの減量化とリサイクルを推進するとともに、熊本連携中枢都市圏18市町村で地球温暖化対策実行計画を、全国に先駆け共同で策定します。

次に、生活環境の整備について申し上げます。生活道路の整備については、財政の厳しい中ではありますが、町民の安全性と利便性の向上を図るため、これまで継続して実施している町道改良工事に加え、町道上高野線及び町道五ヶ瀬鍾乳洞線排水側溝改良工事に着手いたします。また、町道小坂線並びに植木原前田線の交差点は、小坂小学校正門前に位置し、児童の往来も多いところで見通しが悪く、通学路として支障を来していることから、交差点の改良工事に向けて対応を行います。

さらに御船インターチェンジ周辺道路整備については、令和2年度も地方創生道路整備推進交付金を活用し、早期の完成を目指します。また、四宮橋につきましては、令和2年度は下部工と上部工に着手する予定としております。

町営住宅については、長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を行うことで、居住環境の向上に努めます。そのため、耐用年限を超過し老朽化が著しい町営住宅の入居者に対し、移転費用の一部を助成し、住宅の再整備を進めてまいります。また、御船原台地一帯において企業誘致や宅地開発等を推進するため、アクセス道路の整備を図る概略設計を実施します。加えて、町国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる御船町国土強靱化地域計画を策定し、全国的に発生するさまざまな災害への対応や減災への対応を図るインフラの整備を推進します。また、長寿命化による適切な維持管理を推進し、強靱な御船町を作ってまいります。

次に、防犯・防災、交通安全対策の充実について申し上げます。

まず、防災対策については、昨年も記録的な豪雨や相次ぐ大型台風により全国各地で甚大な被害がもたらされました。本町においても、豪雨により国道445号線とシンボルロード線交差点周辺や国道445号西往還周辺において内水氾濫が発生しました。このような状況を踏まえ、令和2年度は12月に完成した防災備蓄倉庫における資機材の充実を図り、防災行政無線等を活用した情報発信に取り組むことで、町の防災力強化を推進し、さらに河川の適正利用や流水の正常な機能を維持し、河川環境の保全を図るため、木倉地区の雨水排水路の改修に着手します。

また、町内全地区で組織化された自主防災組織が行う地域防災活動を支援し、自助・共

助・公助の確立に向けた取組の強化や、地域における防災意識の高揚を図る取り組みとして、防災士養成講座を開催します。

次に、交通安全対策については、カーブミラーの計画的な設置により交通安全施設の充実に努めるとともに、不幸な事故を招かないよう、交通安全教室の実施等による普及啓発に努めてまいります。

次に、コミュニティの推進について申し上げます。少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化し、特に若い世代を中心に近所付き合いが希薄化する中で、地域で助け合う関係性を強めていくことが課題となっております。町民と地域の出身者や、地域に関心を持ち、地域の良さに共感して応援する人を地域の人材として活用できる仕組みづくりに取り組みます。また、令和2年度も地域づくり活動を活性化するため、地域の自主的な活動を継続して支援してまいります。

続いて、第2の柱であります「人を育む御船町」に関する施策について申し上げます。

町民一人ひとりが年齢や性別、障害の有無等を問わず、学びや体験の機会を享受し、誰もが健やかで心豊かに生活できるように、人を育むまちづくりを進めます。そのため、地域がお互いに支え合い一体となった健康づくりや、高齢者や障がい者、子育て中の世帯等に配慮した社会環境づくりを進めます。また、学習や文化、スポーツ、地域間交流などを通じて、子どもからお年寄りまで誰もが生涯にわたって自ら学び、自ら考え、生きがいを感じる機会を提供し、地域に対する誇りや愛着を育みながら活躍できるまちづくりを進めてまいります。

まず、健康づくりの推進について申し上げます。子どもを産み育てやすい環境づくりのため、妊婦、出産、子育てにかかわるさまざまな相談に応じ、必要な情報サービスの提供など、妊婦期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を図ってまいります。また、生活習慣病対策では、発症予防や重症化予防のために健診受診率の向上や生活習慣改善の取り組みに向けた保健指導を実施してまいります。

次に、地域福祉の充実について申し上げます。少子高齢化や核家族化の進展により地域における家族の力や地域全体の力は徐々に落ちてきています。また、生活困窮や障がい、認知症、ひとり暮らしの高齢者など、個人の生活課題も複雑化してまいります。そこで、住民の身近な地域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築する必要があります。まず、住民組織や民間団体との連携を図り、地域での見守りや支え

合いの活動など、地域の結びつきをさらに強化し、身近な相談拠点として整備を図ります。その他、応急仮設住宅で使用したエアコンを、地域サロンとして利用しています地区集会所等へ利活用します。また障がい者の自立及び社会参加の支援等を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3つの計画を一括して見直します。さらに高齢者や障がい者並びに来庁者の利便性の向上を図るため、庁舎エレベーター等の整備に着手します。

次に、子育て支援体制の充実について申し上げます。本町では、女性の就業率やひとり親が増加している状況で、子育てで充実してほしいものについてニーズ調査の結果、子どもの居場所や安全に遊べる場所づくりや、仕事しながら安心して子育てしていくための保育サービスの要望が高く、令和元年度に策定します第2期御船町子ども・子育て支援事業計画では、妊婦期から切れ目ない支援により子育て支援環境の整備・充実を図るなど、子育て世代から「住みたいまち」として選ばれる環境づくりを進めてまいります。

まず、子育て支援の充実として、昨年10月からスタートした幼児教育・保育無償化制度により、国の基準で対象から外れ、これまで県事業を活用して支援を行っていた第3子目以降3歳から5歳児の副食費に対する助成を継続することや、子育て支援事業など、本町の子育て支援策を積極的に実施することにより、近隣市町からの移住・定住も期待しています。

また、核家族化や共働き世帯の増加により、3歳未満児の保育の需要が高まっていることから、現在受け皿の確保を図っているところで、令和2年度では乳幼児室の必要面積の確保及び障がい児の保育環境の充実を図るため、木造仮設住宅を活用した若葉保育園の施設整備に着手いたします。一方放課後児童クラブについては、子どもたちがより安全で利用しやすく魅力的な施設となるよう、みんなの家を活用して、七滝中央学童保育クラブを拡張整備いたします。

次に、学校教育体制の充実について申し上げます。新学習指導要領への円滑な移行と英語教育の充実を図るとともに、学級経営を基盤とした学力向上を努めてまいります。また、教育環境の整備として、国のGIGAスクール構想に則り、全小中学校に高速大容量の通信ネットワークを整備いたします。

次に、人材育成の推進について申し上げます。スポーツ活動及び学術・文化振興を図るため、全国大会等に出場する個人及び団体を引き続き支援してまいります。また、恐竜博

博物館の学術機能の充実を図るため、引き続きモンタナ州立大学附属ロッキー博物館と連携し、恐竜化石に関する古生物学的研究を共同で推進してまいります。

続いて、第3の柱であります「活力ある御船町」に関する施策について申し上げます。市場のグローバル化、国内市場の縮小化、消費者ニーズの多様化の進む中で、本町が将来にわたって発展と成長を続けていけるよう、土台となる産業の振興や担い手の確保を進めます。また、活力ある土地利用のため、3つのインターチェンジ周辺の土地について、交流の利便性に着目した活用を促すとともに、各地域の特性に配慮し、生活環境と産業基盤として調和のとれた土地利用を促進してまいります。

まず、農林業の振興について申し上げます。農業の振興については、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口規模などの実態を踏まえ、農地の保全と計画的な利用を定める農業振興地域整備計画の策定に着手してまいります。また、近年野生鳥獣による農作物への被害が甚大であるため、鳥獣類捕獲の支援や侵入防止の支援を継続し、鳥獣被害から農地を守り、安心して農業を行える環境づくりに取り組み、また駆除対策につきましても、引き続き町猟友会や県などの協力を得ながら進めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。地域経済の活性化や雇用の場を確保するため、町企業連絡協議会及び金融機関との連携を図り、合同による就職説明会を開催します。また、御船町商工会をはじめとした商工関係団体に対する支援も引き続き行ってまいります。

次に、雇用環境の創出について申し上げます。町の将来を見据え、税収増並びに働く場の確保を推進するため、インターチェンジ周辺への企業誘致をさらに推進し、雇用創出、税収増加及び定住促進を図り、財政健全化にもつなげてまいります。

次に、計画的な土地利用の推進について申し上げます。町のさらなる発展のため、現在まちづくりの理念や都市計画の目標を定めた新たな都市計画マスタープランの策定を進めています。また、令和2年度に着手する農業振興地域整備計画の策定に当たっては、地域住民や関係団体等の意見等を伺いながら、バランスがとれた秩序ある土地利用を進めてまいります。

続いて、第4の柱であります「人が集う御船町」に関する施策について申し上げます。

本町が持つ自然や歴史、観光資源などさまざまな魅力をもっと町内外に広く知ってもら

い、人が集まってくるようなにぎわいのあるまちづくりを進めます。そのため、観光拠点施設等の整備と恐竜や吉無田高原など地域資源コンテンツの魅力向上を図り、観光客の受入体制を強化し、多様な交流を促進します。また、本町の観光のみならず、生活する場としての魅力を町内外に発信し、交流人口を拡大推進するとともに、積極的な移住・定住対策に取り組んでまいります。

まず、観光交流の促進について申し上げます。吉無田高原緑の村キャンプ場内に民間の資本を活用した恐竜をテーマとする公園整備の可能性を調査し、恐竜博物館と相乗効果を図る恐竜を活かしたまちづくりを模索してまいります。また、ふれあい広場に、情報発信機能を強化した拠点整備とするとともに、恐竜博物館や吉無田高原などの認知度をさらに向上させる取り組みを推進してまいります。

次に、移住・定住の促進について申し上げます。平成30年度に実施した空き屋点検調査において御船町には若干の改修を行えば利活用できる空き屋が多数あります。このような空き屋の改修を支援することで、有効活用を推進してまいります。令和2年度も引き続き移住コーディネーターを活用し、福岡や東京で開催される移住相談会への参加や移住ツアーの開催、お試し移住ハウスの活用を積極的に推進することで、移住・定住を促進してまいります。その他、町外の人材を地域おこし協力隊として登用し、その者の定住及び定着を図り、町の魅力向上、課題解決、地域力の維持及び強化を推進してまいります。

次に、積極的な情報発信について申し上げます。町民の皆様に必要な行政情報をわかりやすく発信するため、広報みふね、町ホームページ、防災行政無線などの充実を図ります。併せて町民の皆様からの御意見や御要望を行政施策に活用させるよう、区長会の定例会も引き続き開催してまいります。

一般会計をはじめ、各特別会計の予算の内容等の詳細につきましては、別紙の予算説明書を御覧いただきたいと存じます。なお、本定例会では、令和2年度当初予算（案）8件、令和元年度補正予算（案）8件、条例の一部改正8件、その他同意案件2件、合計25件の議案を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上、令和2年度の町政を進めるために当たっての、ビジョンと政策、これを裏付ける予算等について申し上げましたが、これらを発展するためには、それぞれの工程をお示しし、この町の主人公である町民の皆様並びに議員各位の御理解を得ることが大切と考えております。そして、町民の皆様、議員各位、並びに私をはじめとする町職員が町の将来像

である「みんながわくわくする御船町」を合い言葉に、それぞれの役割や責務を果たし、協力し合うことがさらに大切だと思っております。

最後になりましたが、この御船町のますますの発展と、町民の皆様、町議会及び議員各位の御健勝と御多幸を祈念申し上げますとともに、私をはじめ職員が一丸となった一層の奮闘努力をお約束して、令和元年度、施政方針といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第70号 御船町附属機関設置条例の制定について

日程第4 議案第71号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第72号 御船町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する等の条例の制定について

日程第6 議案第73号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第74号 御船町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第75号 御船町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

日程第9 議案第76号 御船町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第77号 御船町単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第78号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第8号）について

日程第12 議案第79号 令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第13 議案第80号 令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第14 議案第81号 令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第15 議案第82号 令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第16 議案第83号 令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）に

ついて

日程第17 議案第84号 御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第18 議案第85号 令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第19 議案第86号 令和2年度御船町一般会計予算について

日程第20 議案第87号 令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第21 議案第88号 令和2年度御船町介護保険事業特別会計予算について

日程第22 議案第89号 令和2年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第23 議案第90号 令和2年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について

日程第24 議案第91号 令和2年度御船町公共下水道事業特別会計予算について

日程第25 議案第92号 令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について

日程第26 議案第93号 令和2年度御船町水道事業会計予算について

日程第27 同意第5号 御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第28 同意第6号 御船町教育委員会の委員の任命について

○議長（池田浩二君） 日程第4、議案第70号、「御船町附属機関設置条例の制定について」から、日程第29、同意第6号、「御船町教育委員会の委員の任命について」まで26件を、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第70号、御船町附属機関設置条例の制定について。御船町附属機関設置条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。地方自治法第138条の4第3項及び地方公営企業法第14条の規定により、執行機関の付属機関を設置するため、本条例を制定する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第71号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第72号、御船町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する等の条例の制定

について。御船町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、御船町嘱託員会の名称変更が行われたため、関係条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第73号、御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。特別職の非常勤職員において委員等の追加及び削除を行うため本条例を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第74号、御船町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について。御船町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。本基金の運用及び使用法を見直すため、本条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第75号、御船町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について。御船町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画区域内における建築物の制限に関する必要事項を定めるため本条例を制定する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第76号、御船町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。御船町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。民法の一部改正する法律により民法における債権関係の規定の見直しが行われたこと等に伴い本条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第77号、御船町単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。御船町単独住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。民法の一部改正する法律により民法における債権関係の規定の見直しが行われたことに伴い本条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第78号、令和元年度御船町一般会計補正予算（第8号）。令和元年度御船町一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億693万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億4,523万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。地方債の補正。第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

議案第79号、令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,864万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,667万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第80号、令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,101万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,763万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第81号、令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,597万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第82号、令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）。令和元年

度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,817万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第83号、令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）。令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ162万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,704万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

議案第84号、令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）。令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入予算の補正の款・項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

議案第85号、令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）。総則。第1号、令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、令和元年度御船町水道事業会計予算（第3条）に定める収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。資本的収入及び支出。第3条、予算第4条、本文括弧書きを資本的収入が資本的支出に対する不足する額1億6,860万3,000円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補てんするものとするに改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより11時20分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時10分 休 憩

午前11時20分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○町長（藤木正幸君） すみません、修正をさせていただきたいと思います。

行政報告を申し上げました4ページにあります、介護認定を受けて、65歳以下の人数を4,993名で、そのうち3,278名から回答があり、回収率を、私が85.7%と申し上げましたけれども、実際は65.7%でしたので、訂正をお願いいたします。

もう1点、今施政方針を申し上げましたけれども、一番大事な一番最後の文言です。「令和2年度施政方針といたします。」と言うところを、[令和元年度]と、一番肝心なところを間違えてしまいました。訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、議案第86号、令和2年度御船町一般会計予算。令和2年度御船町一般会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出の予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ92億656万1,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。地方債。第2条、地方自治法第230条の第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用。第4条、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項間の流用を定める。

議案第87号、令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計予算。令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出の予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ23億3,919万5,000円

と定める。２項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は１億円と定める。

議案第88号、令和２年度御船町介護保険事業特別会計予算。令和２年度御船町介護保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出の予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億6,301万円と定める。２項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を１億円と定める。歳出予算の流用。第３条、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項の計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項間の流用を定める。

議案第89号、令和２年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算。令和２年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２億4,543万9,000円と定める。２項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円とする。

議案第90号、令和２年度御船町緑の村運営事業特別会計予算。令和２年度御船町緑の村運営事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,986万3,000円と定める。２項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は500万円と定める。

議案第91号、令和２年度御船町公共下水道事業特別会計予算。令和２年度御船町公共下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出の予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ５億192万7,000円と定める。２項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。地方債。第２条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすこと

ができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

議案第92号、令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算。令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出の予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,073万円と定める。2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

議案第93号、令和2年度御船町水道事業会計予算。総則。第1条、令和2年度御船町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予算額は次のとおり定める。収入。第1款、水道事業収益3億1,934万円。支出。第1款、水道事業費用2億9,908万7,000円。資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,132万1,000円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。収入。第1款、資本的収入5,500万円、支出。第1款、資本的支出2億2,632万1,000円。企業債。第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。

同意第5号、御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について。御船町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

1、住所、御船町大字滝川973番地5。2、氏名、堀野弘子。3、生年月日、昭和29年7月4日。提案理由。固定資産評価審査委員会の委員の選任については、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

同意第6号、御船町教育委員会の委員の任命について。御船町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

1、住所、御船町大字田代4570番地。2、氏名、川上幸太郎。3、生年月日、昭和51年3月16日。提案理由。教育委員会の委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

失礼しました。水道事業のほうに戻させていただきます。

第5条まで説明していますので、第6条から説明いたします。

第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またそれぞれそれ以外の経費と、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第8条、水道事業の運営のために一般会計からの補助を受ける金額はゼロ円である。

以上で終わります。

○議長（池田浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時35分 散 会